



相模原市緑区
イメージキャラクター
ミウル

寄附で、あなたも 市政に参加してみませんか



相模原市
マスコットキャラクター
さがみん

暮らし潤いさがみはら寄附金 制度のご案内



充実させたい事業を選択できます。寄附金は、
あなたが指定した事業に活用されます。

市の事業のうち、あなたがもっと充実させたいものを、幅広いメニューの中から選択していただくことができます。寄附金は、あなたが指定した事業に活用されます。

「暮らし潤いさがみはら寄附金」は、皆様の「さがみはら」への応援の想いを形にする新しい市民参加の制度です。

相模原市を
応援したいな！



しかも、2,000円を超える部分は
税金から差し引かれます！（上限額があります）

私の税金を
こんなことに
使ってほしいわ！



寄附金額のうち2,000円を超える部分は、個人住民税所得割額の概ね2割を限度として、個人住民税と所得税から合計で相当額の控除※を受けることができます。

「暮らし潤いさがみはら寄附金」制度をご利用いただくと、実質的に税金の一部について使い道をご指定いただくのと同様の効果があります。

※税控除を受けるには原則確定申告が必要となりますが、給与所得者等を対象とした「ワンストップ特例制度」が創設されました。詳しくは別面の寄附の方法を参照ください。

※税控除には上限額があります。上限額は、収入状況などにより異なります。

詳しくは、Webで検索

暮らし潤いさがみはら寄附金

検索

または

お問い合わせ先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市 財政局 財政課
電話：042-769-8216 F A X：042-751-0208
E-mail：kurashiuruoi@city.sagamihara.kanagawa.jp



潤水都市 さがみはら

寄附の使い道を選択いただけます

寄附金の使い道をメニューの中から指定することができます。

お寄せいただいた寄附金は、市が管理する基金にいったん積み立てた上、原則として翌年度以降、指定された事業に活用させていただきます。

なお、使い道を指定しない「一般寄附コース」もございます。

1) 福祉コース



① 社会福祉事業	社会福祉に関する施策全般の事業に活用します。
② 高齢者福祉事業	介護サービスの充実など高齢者福祉に関する事業に活用します。
③ 障害者福祉事業	地域生活支援など障害者福祉に関する事業に活用します。

2) 子育て支援コース



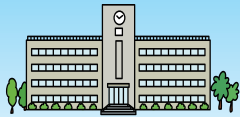
① 子育て支援事業	待機児童の解消に向けた認可保育所の整備促進など子育て支援に関する事業に活用します。
-----------	---

3) 保健医療コース



① 保健衛生事業	感染症予防、食品衛生など保健衛生に関する事業に活用します。
② 医療体制充実事業	急病診療体制の整備など医療体制の維持・充実に関する事業に活用します。

4) 教育コース



① 学校教育事業	校舎や給食室の整備・改築など小中学校教育に関する事業に活用します。
② 奨学事業	奨学資金の給付事業に活用します。
③ 生涯学習事業	公民館活動や博物館などに関する事業に活用します。

5) 市民協働推進コース



① 地域活動団体支援事業	自治会活動に対する支援事業などに活用します。
② 市民活動団体支援事業	各種の市民活動を行う団体への支援事業などに活用します。

6) 文化・スポーツ振興コース



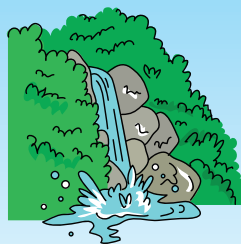
① 国際交流事業	諸外国との交流・協力事業や国際交流ラウンジの運営など国際交流に関する事業に活用します。
② 文化芸術振興事業	市民の文化活動や文化施設の運営など文化芸術振興に関する事業に活用されます。
③ スポーツ振興事業	スポーツ施設の整備や運動器具の充実、各種スポーツ振興に関する事業に活用します。

7) 防災対策コース



① 大規模災害対策事業	地震災害や風水害の防災・減災に向けた備蓄や必要資機材の整備事業などに活用します。
② 消防事業	消防団活動の支援や火災予防事業などの消防事業に活用します。

8) 環境コース



① 地球温暖化対策事業	市民や事業者等が取り組む地球温暖化対策支援などに活用します。
② 緑化推進事業	緑化の推進に関する事業に活用します。
③ 緑地保全事業	緑地購入に関する事業に活用します。
④ 中道志川環境保全事業	中道志川の水質保全や河川美化に関する事業に活用します。
⑤ 道志ダム関連整備事業	道志ダム関連地域の振興を図る事業に活用します。
⑥ 資源循環事業	ごみの減量化・資源化に関する事業に活用します。






9) 街づくりコース



① 鉄道網等充実事業	小田急多摩線の延伸など鉄道網等の充実に向けた事業に活用します。
② 地域交通充実事業	コミュニティバスの運行など地域交通の維持・充実に関する事業に活用します。
③ 道路公園整備事業	道路整備や歩道・交通安全施設の設置、公園の整備事業などに活用します。
④ にぎわい創出事業	商業振興や市街地再開発事業などにぎわい創出に関する事業に活用します。
⑤ 産業振興事業	将来の産業を支える子どもたちを対象とした起業家育成事業や成長産業等の立地促進などの産業振興に関する事業に活用します。

10) 区指定コース

① 緑区事業		区の魅力づくりや地域の活性化など、緑区における地域振興に関する事業に活用します。
② 中央区事業		区の魅力づくりや地域の活性化など、中央区における地域振興に関する事業に活用します。
③ 南区事業		区の魅力づくりや地域の活性化など、南区における地域振興に関する事業に活用します。

11) 一般コース

① 市政全般	使い道を指定しないでご寄附いただくことも可能です。市が実施する事業全般に活用します。
--------	--

12) 特設コース

より身近な使い道をお選びいただけるよう、特設コースを設置しています。別途、特設コースのご案内もあわせてご覧ください！

寄附の方法

STEP 1

寄附の申出

寄附申出書をご記入いただき、相模原市役所財政課へ郵送、Eメール、ファクスのいずれかでお送りいただくか、直接お持ちください。

または、LoGo フォーム（外部サイト）からもお申出いただけます。

URL : <https://logofom.jp/f/1Ae1K>



STEP 2

寄附金の納入

1 お振込みの場合

後日、相模原市から納付書を郵送いたしますので、金融機関でお振込みください。
(相模原市発行の納入通知書によるお振込みの場合は、手数料がかかりません。)

2 現金持参の場合

相模原市よりご連絡し、授受の日程等を調整させていただきます。

※寄附金について、納税者の方が税の控除の適用を受けるため、確定申告または個人住民税の申告をする際、納入通知書兼領収書で寄附金額等を確認することになりますので、大切に保管してください。

STEP 3

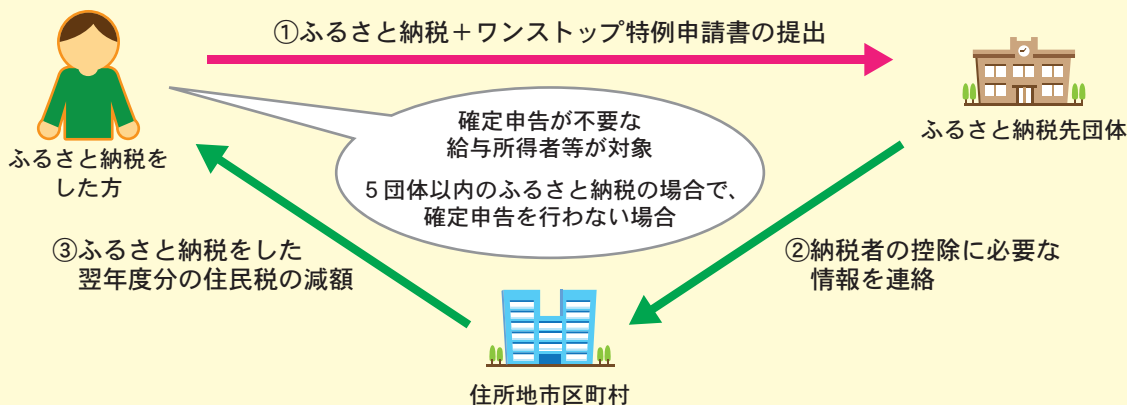
確定申告（税務署等）

寄附金により税控除を受ける場合には確定申告又は個人住民税の申告が必要となります。納入通知書兼領収書をお持ちの上、税務署又はお住まいの市区町村で手続きを行ってください。

ワンストップ特例制度

給与所得者等が寄附を行う場合に、**寄附先団体が 5 団体以内**の場合であって、**確定申告を行わない場合**に限り、寄附を行う際に、各寄附先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、寄附金控除を受けられる特例的な仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例制度）です。

ふるさと納税ワンストップ特例が適用される場合



「暮らし潤いさがみはら寄附金制度」とは

相模原市を応援してください

相模原市では、市民の英知を結集しながら、「地方分権改革の推進」による市民主体のまちづくりを進めるとともに、防災をはじめ、福祉や医療、教育の拡充、産業集積や雇用創出、環境保全など幅広い分野において、市民サービスの向上を図り、次代を担う子どもや若者たちが夢と希望を持てる潤いのある未来をめざして、一步一步、着実に取り組んでまいります。

また、圏央道インターチェンジの開設やインターチェンジ周辺の産業を中心とした新たな拠点づくり、リニア中央新幹線の駅設置、相模総合補給廠返還地のまちづくりなど、広域交流拠点都市として大きく飛躍しようとしております。

相模原市への皆さまの想いを「暮らし潤いさがみはら寄附金」に是非お寄せください。相模原市は皆さまとともにまちづくりを進めてまいります。

寄附を通じて市政にご参加いただけます

相模原市のまちづくりや市政運営について、皆様から資金面で応援いただくのが「暮らし潤いさがみはら寄附金」制度です。

お住まいが市の内外を問わず、寄附することができ、寄附金の使い道を「子育て支援」「防災」などのメニューから選択することができます。寄附金は、その一部が所得税や個人住民税の控除対象となりますので、実質的に税金の一部について使い道をご指定いただくと同様の効果があります。

「暮らし潤いさがみはら寄附金」制度は、皆様の「さがみはら」への想いを形にする新しい市民参加の制度です。多くの皆さまにご賛同いただき、行財政運営へご参加くださいますようお願いいたします。ご協力よろしくお願いたします。

寄附金は税金から控除されます

相模原市への寄附金については、寄附金額から2,000円を差し引いた残りの金額について、個人住民税所得割額の概ね2割を限度として、所得税と合わせて当該金額相当額を控除することができます。

